

漁港港勢の利用について

この漁港港勢の概要は、漁港の利用状況等の実態を明らかにし、漁港行政及び水産基盤整備事業の実施に必要な基礎資料とするため、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 26 条に基づき漁港管理者が作成した統計資料を取りまとめたものである。

本統計は、令和 5 年 12 月 31 日現在における全ての漁港を対象とし、当該漁港地区を範囲としている。対象期間は、令和 5 年 1 月 1 日より令和 5 年 12 月 31 日までの 1 カ年間としている。

ただし、平成 22 年から平成 26 年までは、東日本大震災等の影響により、以下に示す漁港については、データの提出が不可能、若しくは、データが一部欠損している。

漁港管理者は都道府県又は市町村である。

【調査不可能、若しくは、データに一部欠損がある漁港（以下、「被災地における一部漁港」とする）】

平成 22 年

岩手県、宮城県、福島県の全漁港

平成 23 年

（岩手県）

北山、机、平井賀、牧木沢、島の越、田老、音部、重茂、大沢、大浦、舟越、山田、小壁、泊、鬼沢、小石浜、砂子浜、野野前、小路、合足、長崎、蛸ノ浦、只出、大祝、三鏡、根岬、大陽、矢の浦、両替、脇之沢、要谷、根白、綾里、崎浜、越喜来、大船渡、門の浜、六ヶ浦、広田、長部

（福島県）

松川浦、請戸、釣師浜、真野川、富岡

平成 24 年

（岩手県）

根白、崎浜、越喜来、綾里、大船渡、門の浜、六ヶ浦、広田、長部、織笠、小谷鳥、小壁、泊、鬼沢

（宮城県）

大沢(唐桑)、館、岩井沢、載鈎、小田浜、只越、金取、石浜(唐桑)、馬場(唐桑)、笹浜、滝浜(唐桑)、長浜、津本、神止浜、宿舞根、鶴ヶ浦、川原、杉ノ下、磯草、長崎、横沼、駒形、要害、大谷、前浜、赤牛、大沢(津谷)、土台磯、二十一浜、今朝磯、蔵内、港、田浦、石浜(歌津)、ばなな、稲淵、館浜、寄木、葦浜、細浦、清水、荒砥、平磯、折立、水戸辺、津ノ宮、滝浜(戸倉)、藤浜、長清水、寺浜、北上、白浜、長面、名振、船越、荒、大須、宇島、熊沢、羽坂、桑の浜、小島、明神、水浜分浜、指ヶ浜、御前、尾浦、竹浦、桐ヶ崎、野野浜、飯子浜、塚浜、小屋取、出島、寺間、江の島、前網、鮫ノ浦(大原)、谷川、泊(大原)、新山、十八成浜、小淵、給分、大原、小網倉、池ノ浜、長渡、竹ノ浜、牧ノ浜、侍浜、月浦、蛤浜、折ノ浜、小竹、大泊

(福島県)

松川浦、請戸、釣師浜、真野川、富岡、久之浜、四倉、小浜、豊間、勿来

平成 25 年

(岩手県)

崎浜、越喜来、小壁、泊、鬼沢、織笠、小谷鳥、

(宮城県)

大沢(唐桑)、館、岩井沢、載鉤、小田浜、只越、金取、石浜(唐桑)、馬場(唐桑)、笹浜、滝浜(唐桑)、長浜、津本、神止浜、宿舞根、鶴ヶ浦、川原、杉ノ下、磯草、長崎、横沼、駒形、要害、大谷、前浜、赤牛、大沢(津谷)、土台磯、二十一浜、今朝磯、蔵内、港、田浦、石浜(歌津)、ばなな、稲淵、館浜、寄木、葦浜、細浦、清水、荒砥、平磯、折立、水戸辺、津ノ宮、滝浜(戸倉)、藤浜、長清水、寺浜、北上、白浜、長面、名振、船越、荒、大須、宇島、熊沢、羽坂、桑の浜、小島、明神、水浜分浜、指ヶ浜、御前、尾浦、竹浦、桐ヶ崎、野野浜、飯子浜、塚浜、小屋取、出島、寺間、江の島、前網、鮫ノ浦(大原)、谷川、泊(大原)、新山、十八成浜、小淵、給分、大原、小網倉、池ノ浜、長渡、竹ノ浜、牧ノ浜、侍浜、月浦、蛤浜、折ノ浜、小竹、大泊

(福島県)

松川浦、請戸、釣師浜、真野川、富岡、久之浜、四倉、小浜、豊間、勿来

平成 26 年

(福島県)

松川浦、請戸、釣師浜、真野川、富岡、久之浜、四倉、小浜、豊間、勿来

漁港港勢の調査項目の規定は下記による。

1 漁港地区

その漁港に存在する漁業者（水産加工業者を含む）が主として居住する漁港を含む市、町、村又は字等の区域をいい、隣接する他の漁港地区と重複しないように、その範囲を都道府県が漁港管理者との協議の上決めている。

2 海面漁業港及び内水面漁業港

海面漁業港とは、海面漁業・養殖業に従事する漁船が主として利用する漁港をいい、内水面漁業港とは、内水面漁業・養殖業に従事する漁船が主として利用する漁港をいう。

3 漁港の種類

漁港及び漁場の整備等に関する整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 5 条及び第 19 条の 3 に規定する漁港の種類をいう。

第 1 種漁港 その利用範囲が地元の漁業を主とするもの

第 2 種漁港 その利用範囲が第 1 種漁港よりも広く、第 3 種漁港に属しないもの

第 3 種漁港 その利用範囲が全国的なもの

第 4 種漁港 離島その他辺地にあつて漁場の開発又は漁船の避難上特に重要なもの

特定第 3 種漁港 第 3 種漁港のうち水産業の振興上特に重要な漁港で政令で定めるもの

（八戸、気仙沼、塩釜、石巻、銚子、三崎、焼津、境、浜田、下関、博多、長崎、枕崎の 13 漁港）

4 登録漁船

当該漁港地区に居住する者が所有又は使用する漁船で、漁船法による漁船の登録を受けた漁船及び登録を受けない 1 トン未満の無動力船をいい、令和 5 年 12 月 31 日現在の漁船原簿及び漁業協同組合の資料による。

5 利用漁船

出漁準備、陸揚又は避難その他の目的で、当該漁港を利用した漁船及び漁船以外の船舶の実隻数、実総トン数、延べ隻数及び延べ総トン数である。

（1）利用漁船実隻数及び実総トン数

地元船とは当該漁港地区に所属する「登録漁船」で当該漁港を利用したもの、外来船とは「地元船以外」で当該漁港を利用した漁船である。

（2）1 日当たり標準的最多利用漁船

荒天時を除き、当該漁港を利用した漁船及び漁船以外の船舶の多かった上位 10 日間の平均の 1 日当たり延べ隻数、延べ総トン数である。

ただし陸揚漁船は、原則として連続する盛漁期 2 ヶ月のうちで陸揚数量の多かった上位 10 日間平均の 1 日当たり延べ隻数、延べ総トン数である。

また、盛漁期 1 日当たりの標準的陸揚量の算出も同様である。

6 遊漁船

遊漁船とは、「遊漁船業の適正化に関する法律」に基づき登録を行っているもので、遊漁兼業漁船以外のものをいう。

7 プレジャーボート

- (1)「プレジャーボート（遊漁）」とは、ヨット、モーターボート、クルーザー等のうち遊漁に使用した船舶のことである。
- (2)「プレジャーボート（その他）」とは、ヨット、モーターボート、クルーザー等のうち遊漁に使用した船舶以外のもの及び観光以外の海洋レジャーに使用する船舶をいう。

8 属人漁獲量

当該漁港地区に居住する漁業者の総漁獲量である。

9 陸揚量及び陸揚金額

- (1) 当該漁港に陸揚げされた数量及び金額である。
- (2) 海面養殖業とは、第1種区画漁業権又は第2種区画漁業権に基づいて養殖を行うものをいう。また、まき網漁業、定置網漁業に附属する運搬船による漁場からの第1次陸揚は海面漁業に含め、運搬船には含めない。
- (3) 内水面漁業港の場合は、海面漁業及び海面養殖業を内水面漁業及び内水面養殖業に読みかえる。
- (4) のりの生産量は、生産枚数を重量に換算したものである。
- (5) 1日当たりの最多陸揚量は、当該漁港の陸揚量の最も多かった日の数量で、その日の属する月とともに示している。
- (6) 所属地別陸揚量比率、出荷先別比率は、当該漁港の年間陸揚量を100としたそれぞれの比率である。

10 漁港地区人口、漁業協同組合員数等

- (1) 漁港地区人口は、原則として令和5年12月31日現在の住民基本台帳に基づく地区内の人口である。
- (2) 漁業協同組合員数は、令和5年12月31日現在の漁港地区内に居住する組合員数である。ただし、連合会、業種別漁業協同組合は除く。
- (3) 漁業経営体数は、漁港地区に居住し漁業を営む個人、企業体の経営体数である。ただし、海上作業従事日数が30日未満の漁業経営体は含まない。

11 漁港関連施設

当該漁港地区に所在する荷さばき所、製氷、冷凍、冷蔵等の漁港関連施設をいう。